

宝塚市都市公園条例の改正(有料公園施設として末広中央公園駐車場を追加)等について

1 改正理由

現在、教育委員会社会教育部社会教育課が所管している「末広駐車場」は、今年度末をもって指定管理期間(H31.4.1～R6.3.31、指定管理者:三井のリパーク)が満了します。

この「末広駐車場」は、中央公民館の利用者が使用することを想定して社会教育課の所管としていますが、末広中央公園に隣接しており、利用者の大半は公園利用者であることや駐車場の植栽管理を末広中央公園の植栽管理業務に含めることでコスト削減が図られる可能性があることから、今後、当該施設を都市公園施設として位置づけ、適正管理を行うものです。

2 宝塚市都市公園条例の改正内容

- ・「宝塚市都市公園条例」の一部改正

第11条(有料公園施設)に末広中央公園駐車場を追加

別表第2

施設名	単位			
末広中央公園 駐車場	使用時間が1時間以内である場合		普通自動車1台1回	無料
	使用時間が1時間を超える場合(30分未満の端数が生じたときは30分とする。)	30分 当たり	普通自動車1台1回	100円

3 関連条例の改正等について

- ・「宝塚市立末広駐車場条例」の廃止(社会教育課所管)
- ・「指定管理者選定委員会条例」の一部改正

別表第2の1 市長が管理する公の施設から、宝塚市立末広駐車場及び宝塚市立末広駐車場指定管理者選定委員会を削除

4 その他(議決不要)

- ・「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規定」の一部改正(教育委員会所管)  
第2条から「宝塚市立末広駐車場の管理に関すること」を削除

以上

議案第〇〇号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する等の条例の制定について

宝塚市都市公園条例の一部を改正する等の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）11月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する等の条例

（宝塚市都市公園条例の一部改正）

第1条 宝塚市都市公園条例（昭和44年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第11条中「宝塚文化芸術センター庭園駐車場」の次に「及び末広中央公園駐車場」を加える。

第11条の4を第11条の5とし、第11条の3の次に次の1条を加える。

（末広中央公園駐車場に駐車できる自動車）

第11条の4 末広中央公園駐車場に駐車できる自動車は、積載物を含め、長さ5メートル、幅2メートル及び高さ2.5メートル以下の、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、その他の自動車を駐車させることができる。

第24条第1項中「又は」の次に「宝塚文化芸術センター庭園」を加える。

第26条第3号中「駐車場」を「宝塚文化芸術センター庭園駐車場」に改める。

別表第2中

「

駐車場の使用	1 時 間 当 た り	普通自動車 1台1回	400円
	日	準中型自動	3,000円

	額	車、中型自動車又は大型自動車1台1回	
--	---	--------------------	--

を

「

駐 車 場 の 使 用	宝塚文化芸術センター庭園駐車場		1 時 間 当 た り	普通自動車 1台1回	400円
			日 額	準中型自動車、中型自動車又は大型自動車1台1回	3,000円
	末広中央公園駐車場	使用時間が1時間以内である場合		普通自動車 1台1回	無料
		使用時間が1時間を超える場合（30分未満の端数が生じたときは30分とする。）	3 0 分 当 た り	普通自動車 1台1回	100円

に改め、同表備考中「（昭和35年法律第105号）」を削る。

（宝塚市立末広駐車場条例の廃止）

第2条 宝塚市立末広駐車場条例（平成20年条例第32号）は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(宝塚市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

第2条 宝塚市指定管理者選定委員会条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長が管理する公の施設の部中(9)の項を削り、(10)の項を(9)の項とし、(11)の項から(52)の項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考中「第21号及び第52号」を「第20号及び第51号」に改める。

別表第2の1市長が管理する公の施設の部中(9)の項を削り、(10)の項を(9)の項とし、(11)の項から(20)の項までを1項ずつ繰り上げる。

議案第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する等の条例の制定について  
 宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(有料公園施設)</p> <p>第11条 有料公園施設は、宝塚文化芸術センター庭園駐車場(以下「駐車場」という。)とする。</p> <p>(駐車の制限)</p> <p>第11条の4 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第24条 第22条第1項の規定により庭園の管理を指定管理者に行わせる場合において、第4条第1項の許可を受けた者又は _____ 駐車場を利用する者は、第12条第1項の規定にかかわらず、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>駐車場</u> における自動車の入庫及び出庫の管理に関する業務</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>別表第2(第12条、第24条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考 この表において「普通自動車」、「準中型自動車」、「中型自動車」及び「大型自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条の規定により区分される自動車の種類をいう。</p>	<p>(有料公園施設)</p> <p>第11条 有料公園施設は、宝塚文化芸術センター庭園駐車場及び末広中央公園駐車場(以下「駐車場」という。)とする。</p> <p>(末広中央公園駐車場に駐車できる自動車)</p> <p>第11条の4 <u>末広中央公園駐車場に駐車できる自動車は、積載物を含め、長さ5メートル、幅2メートル及び高さ2.5メートル以下の、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、その他の自動車を駐車させることができる。</u></p> <p>(駐車の制限)</p> <p>第11条の5 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第24条 第22条第1項の規定により庭園の管理を指定管理者に行わせる場合において、第4条第1項の許可を受けた者又は<u>宝塚文化芸術センター庭園駐車場</u>を利用する者は、第12条第1項の規定にかかわらず、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>宝塚文化芸術センター庭園駐車場</u> における自動車の入庫及び出庫の管理に関する業務</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>別表第2(第12条、第24条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考 この表において「普通自動車」、「準中型自動車」、「中型自動車」及び「大型自動車」とは、道路交通法 _____ 第3条の規定により区分される自動車の種類をいう。</p>

【別記】

(現行)

種別		区分	単位	金額
駐車場の使用		1時間	普通自動車1台1回	400円
		当 た り		
		日額	準中型自動車、中型 自動車又は大型自 動車1台1回	3,000円

(改正案)

種別		区分	単位	金額	
駐車場の使用	宝塚文化芸術センター庭園駐車場	1時間	普通自動車1台1回	400円	
		当 た り			
		日額	準中型自動車、中型 自動車又は大型自 動車1台1回	3,000円	
	末広中央公 園駐車場	使用時間が1時間以内であ る場合		普通自動車1台1回	無料
		使用時間が1時間を超える 場合(30分未満の端数が生 じたときは30分とする。)	30分	普通自動車1台1回	100円

宝塚市指定管理者選定委員会条例(平成27年条例第3号)新旧対照表(附則第2項による改正関係)

現行	改正案																		
<p>別表第1(第1条関係)</p> <p>1 市長が管理する公の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(9) <u>宝塚市立末広駐車場</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(10)～(52) (略)</td></tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>備考 1市長が管理する公の施設の部第2号、第4号、第5号、第6号、<u>第21号及び第52号</u>並びに2宝塚市教育委員会が管理する公の施設の部第2号及び第6号に掲げる施設については、これらの号ごとに一の指定管理者を選定するものとする。</p> <p>別表第2(第1条関係)</p> <p>1 市長が管理する公の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">公の施設</th> <th style="text-align: center;">指定管理者選定委員会の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">(9)</td> <td style="text-align: center;"><u>宝塚市立末広駐車場</u></td> <td style="text-align: center;"><u>宝塚市立末広駐車場指定管理者選定委員会</u></td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">(10)～(20)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	(9) <u>宝塚市立末広駐車場</u>	(10)～(52) (略)	区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称	(9)	<u>宝塚市立末広駐車場</u>	<u>宝塚市立末広駐車場指定管理者選定委員会</u>	(10)～(20)	(略)	(略)	<p>別表第1(第1条関係)</p> <p>1 市長が管理する公の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(9)～(51) (略)</td></tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>備考 1市長が管理する公の施設の部第2号、第4号、第5号、第6号、<u>第20号及び第51号</u>並びに2宝塚市教育委員会が管理する公の施設の部第2号及び第6号に掲げる施設については、これらの号ごとに一の指定管理者を選定するものとする。</p> <p>別表第2(第1条関係)</p> <p>1 市長が管理する公の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">公の施設</th> <th style="text-align: center;">指定管理者選定委員会の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">(9)～(19)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	(9)～(51) (略)	区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称	(9)～(19)	(略)	(略)
(9) <u>宝塚市立末広駐車場</u>																			
(10)～(52) (略)																			
区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称																	
(9)	<u>宝塚市立末広駐車場</u>	<u>宝塚市立末広駐車場指定管理者選定委員会</u>																	
(10)～(20)	(略)	(略)																	
(9)～(51) (略)																			
区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称																	
(9)～(19)	(略)	(略)																	